

令和5年5月臨時会 環境農林委員会の概要

日時 令和5年5月23日（火） 開会 午後 4時43分
閉会 午後 5時40分

場所 第6委員会室

出席委員 高橋稔裕委員長
安藤友貴副委員長
長峰秀和委員、宇田川幸夫委員、飯塚俊彦委員、荒木裕介委員、
小川真一郎委員、小島信昭委員、木村勇夫委員、石川忠義委員、
江原くみ子委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]
細野正環境部長、佐藤卓史環境部副部長、横内ゆり環境未来局長、
鶴見恒環境政策課長、山井毅温暖化対策課長、桑折恭平エネルギー環境課長、
石曾根祥子大気環境課長、堀口郁子水環境課長、
堀口浩二産業廃棄物指導課長、尾崎範子資源循環推進課長、
星友治みどり自然課長
[農林部関係]
横塚正一農林部長、片桐徹也農林部副部長、竹詰一農林部副部長、
野澤裕子食品衛生安全局長、中村真也農業政策課長、
中村寛農業ビジネス支援課長、小川和泰農産物安全課長、
渡辺志保畜産安全課長、高橋正浩農業支援課長、今西典子生産振興課長、
永留伸晃森づくり課長、中崎善匡全国植樹祭推進課長、
吉田有紀彦農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第77号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）のうち 農林部関係及び環境部関係	原案可決

2 請願

なし

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

宇田川委員

- 1 令和4年6月定例会及び12月定例会の補正予算において、補助率を3分の2としている。2分の1に引き下げることで申請企業の4割増が見込めるとのことだが、昨年度との整合性をどう考えるのか。
- 2 国の補助制度との重複申請も可能であると理解しているが、事業者にとってどちらの制度を利用した方がよいか等の相談体制はどうなっているのか。

温暖化対策課長

- 1 今回の補助制度は、エネルギー価格が大きく変動する中で、中小企業の体質改善とCO₂削減を図ることを目的としており、より多くの事業者に活用してもらいたいと考えている。3分の2から2分の1に下げること、限られた予算でより多くの事業者を支援したい。
- 2 国の制度との重複は原則認めない方向で考えている。一方で、省エネルギー対策を進めていくことは非常に重要である。無料省エネ診断をはじめ、産業労働部においても対策を講じており、また、国でも様々な中小企業対策が講じられている。関係機関と連携して丁寧に対応していく。

宇田川委員

- 1 申請企業の4割増とは、具体的に何件と見込んでいるのか。
- 2 国の制度との重複申請は可能だと理解している。事業者にとってどちらの制度を利用した方がよいか等の相談体制は非常に重要であるが、どのような体制になっているのか。

温暖化対策課長

- 1 昨年度の補助件数約450件に対し640件程度で、1.4倍の件数を見込んでいる。
- 2 同じ設備に対して国と県の補助を受けることはできない。国の補助金は、補助メニューが多く補助額も大きい、CO₂削減量等の条件があり、難しい書類の提出も必要である。規模の大きい事業の場合は国の制度の方が有利となる場合があるが、一方で今回の補正予算は緊急対策なので、手続の簡素化などによりできるだけ速やかに交付したいと考えている。目的やスピード感に応じてどちらの補助制度を利用するか考えていただきたい。この点については、丁寧に周知していく。

宇田川委員

- 1 国がカバーできないところを県が担保するという考え方が。
- 2 補助件数が1.4倍になることが、県の様々な指標にも影響するという事か。

温暖化対策課長

- 1 国でカバーできないような中小企業への支援は、県でカバーできると考えている。
- 2 小規模な事業者の申請も多く、CO₂削減効果が少ないものも多い。全体としては1%に満たないが、削減効果を見込んでいる。

小島委員

- 1 令和4年6月補正予算の際も応募が多く、12月補正予算の際は半日で募集を締め切

ったが、なぜそのようなことになったのか。

- 2 申請企業を4割増にすることで、申請者が満足する結果が得られるという規模の根拠は何か。

温暖化対策課長

- 1 令和4年6月補正予算の際は1週間程度で応募を締め切った。12月補正予算では予算額を増額したが、周知が行き渡ったこともあり、想定以上に募集が殺到したため、初日1時間で予算の8割を超過し、半日で募集を締め切った。
- 2 補助率を2分の1にすること、予算額を14億円に増額したこと、対象設備を10年から15年に絞ったこと、令和4年度に緊急対策枠を受給した方は対象外とすることで、より多くの事業者の方に使っていただきたいと考えている。予算額には限りがあるので、できる限り行き届くように努める。

小島委員

昨年度は、募集方法が途中で申込順から抽選へと変更されたように映った。誰にでも分かるところに抽選となる旨記載すべきではなかったのか。今回はどのように改善するのか。

温暖化対策課長

募集要領には抽選についての記載をしていた。しかし、チラシやホームページには、「先着順」、「予算額に達し次第受付終了」と記載しており、受付終了時の扱いが抽選となるという記載がなく不明確であった。今回は、反省を踏まえ、ホームページやチラシなどに、「申請額が予算額を超えた場合は、超えた日に受け付けた申請の中から抽選により補助対象者を決定する」というように明確に記載し、混乱のないよう周知を図る。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

長峰委員

- 1 施設園芸電気料金緊急支援事業について、対象となる施設園芸生産者とはどのような農家か。
- 2 ヒートポンプはボイラーより高価な設備であると聞いているが、そのような設備を購入することができる生産者を支援することが、本当に困っている生産者を支援することになるのか。

生産振興課長

- 1 ヒートポンプは夏場の冷却に使用するほか、周年で施設の温度管理を行う品目などで使用しており、主に野菜ではいちごやトマト、花では洋ラン、バラなどでの品目の生産者が対象である。
- 2 ボイラーについては、燃油の高騰に対して国の燃油セーフティネット事業があり、支援ができています。ヒートポンプの動力である電気については、高騰しているものの支援がなかったため、今回の交付金の支援対象とした。

長峰委員

生産者が、自分が支援対象であることが理解できるよう、しっかり伝わるようにしてほしいと考えるがどうか。

生産振興課長

生産者に伝わるようにしっかり説明していく。

飯塚委員

- 1 地域内資源由来肥料利用拡大事業について、事業主体はどれくらいを対象としているのか。
- 2 どのような機械を補助対象として想定しているのか。
- 3 機械を導入することで、化学肥料の低減がどの程度進むのか。

農産物安全課長

- 1 20件程度の機械の導入を考えている。県内の代表的な肥料製造業者、リサイクル事業者、地域機関からの聞き取りにより、事業実施の見込みがある事業者を積み上げて積算した。
- 2 堆肥を農業者が利用しやすい形態に加工するためのペレット堆肥の製造機、食品残さを利用した堆肥を製造するための堆肥プラント、畜産農家等の堆肥製造施設を想定している。
- 3 1, 330トンの堆肥が製造されると試算しており、これは化学肥料に置き換えると416トン相当である。この量は、本県の化学肥料の年間流通量約36, 000トンの1. 2%と少量だが、今回の事業や昨年度実施した補正予算の事業による機械導入を足掛かりとして、幅広く情報発信し、化学肥料低減の取組を進めていく。

飯塚委員

肥料の高騰の影響を受けているのは生産者である。リサイクル事業者や肥料の製造業者が補助対象であると思うが、生産者が堆肥を製造する場合は補助できるのか。

農産物安全課長

大規模の主穀作農家では、もみ殻が大量に出るので、そのような農家でもみ殻を使った堆肥を製造する場合なども補助対象となる。

小川委員

- 1 配合飼料等価格高騰緊急対策事業及び酪農経営緊急支援事業の両事業でどれくらいの農家がカバーできるのか。
- 2 配合飼料の高騰について、本事業によりどれくらいの負担軽減を見込んでいるのか。
- 3 令和4年6月補正予算における配合飼料価格緊急対策事業との違いは何か。
- 4 雌雄判別精液の購入費用を支援することによる事業効果は何か。

畜産安全課長

- 1 配合飼料等価格高騰緊急対策事業は、全畜産農家を対象としている。また、鶏を飼っている農家は、100羽以上飼っている農家が対象である。酪農経営緊急支援事業は、県内の約150戸の酪農家が全て対象である。両事業合わせて、全ての畜産農家を対象とし、カバーできる制度設計となっている。
- 2 配合飼料等価格高騰緊急対策事業は二つの事業がある。配合飼料については、価格高騰分を補填する事業となっており、小売価格は半年で平均18, 761円値上がりをしている計算である。農家は、県の補助事業と国の補填事業を合わせて15, 500円の補助金を受け取ることができるため、値上がりに対して83%の負担軽減となる。輸入

とうもろこしについては、自分で飼料をブレンドする農家に対しての補填事業となっている。値上がりは、1トン当たり19,463円と試算しており、国の補助事業と合わせて農家が受け取る補助金は13,800円となるため、71%の負担軽減となる。

- 3 昨年度の事業では、飼料を工場で製造する製造コストが上昇したため、その上昇分として1トン当たり500円を助成した。今回の補正事業では、流通コストが上昇しており、その上昇分に対して助成する。
- 4 酪農家は搾乳用の雌牛を確保するために、農場で飼育している牛にホルスタイン種の種付けをし、乳牛を計画的に生産している。生まれてきた子牛が雄だった場合には、肉用の子牛として販売し酪農家の副収入としているが、飼料の高騰で肉牛農家の需要が減少したために乳用雄牛の取引価格が暴落している。そのため、市場に雄牛を出荷しても売れなかった場合には酪農家が引き取り、高騰している飼料を与え続けることになり、試算すると飼料代だけでも毎月約22,000円の負担増となる。本事業で雌雄判別精液を使うことにより、90%の確率で雌が生産できるので、飼料費の削減ができ、酪農経営の安定を図ることができる。

小川委員

雌雄判別精液の価格はどれくらいか。

畜産安全課長

1本6,000円程度で、その半額を補助する。

荒木委員

- 1 水利施設管理強化事業と土地改良施設緊急支援事業について、本県には92の土地改良区があるが、それぞれの事業における対象団体は幾つか。
- 2 補助率は前者が7割、後者が5割であるが、両事業の対象に対して同額の補助になるよう県が補助するということか。

農村整備課長

- 1 水利施設管理強化事業の対象団体は6団体、土地改良施設緊急支援事業の対象団体は61団体を予定している。
- 2 水利施設管理強化事業は国庫補助であり、維持管理費に占める電力料の割合が25%以上であることが高いハードルとなっている。この補助事業の対象とならない土地改良区をカバーするために、土地改良施設緊急支援事業を予定している。省エネ対策に取り組む土地改良区への支援となっており、電力料の高騰分については100%の補助を見込んでいるので、水利施設管理強化事業でカバーできない部分を土地改良区緊急支援事業でカバーできると考えている。

荒木委員

- 1 前者6団体に対して後者61団体で、予算が2,500万円に対し2億3,000万円程度となっている。数が10倍のため予算も約10倍にすることで全土地改良区を補助できるという認識でよいか。
- 2 補助対象とならない団体について、受益者が電力料高騰の影響を受けることはないのか。

農村整備課長

- 1 予算は、令和3、4年度の電力料の実績を基に、上昇率を見込んで積算しており、十分であると考えている。
- 2 補助対象とならない団体については、価格高騰の影響を受けるポンプ等を使用しておらず、事務所等における電力料のため申請がないものと考えている。

荒木委員

対象団体数の割合に合わせて予算額を決定したわけではないのか。

農村整備課長

積算により予算を計上している。

【付託議案に対する討論】

なし